

(様式 1-3)

福島県（田村市）帰還・移住環境整備事業計画 帰還・移住環境整備事業等個票

令和3年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | |
|----------|-----|---------------------------|---------------|---------------------------|
| NO. | 事業名 | 自家消費野菜等の放射能測定事業 | 事業番号 | (3)-23-2 |
| 交付団体 | | 田村市 | 事業実施主体(直接/間接) | 田村市(直接) |
| 総交付対象事業費 | | (80,824 千円) 98,711(千円) | 全体事業費 | (80,824 千円) 98,711(千円) |

帰還環境整備に関する目標

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故後、10年が経過しようとしている今も、多くの市民が放射線に対する不安を抱いている。

特に、内部被ばくへの不安が大きく、事故発生当時、飲料水や市内産の野菜、山菜、きのこ類等から放射性物質が検出され、食の安全・安心という生活の最も基本な部分に対する不安が広がった。

これら市民が抱える食に対する不安を解消するために、自家消費野菜、山菜、きのこ類及び飲料水の放射能測定を行い、食の安全・安心の再生を図るとともに、風評払拭及び帰還環境整備につなげる。

事業概要

1. 自家消費野菜等の放射能測定事業

市内測定所にて、市民が持ち込んだ自家消費野菜等の放射能測定を実施する。

より正確な測定環境を整えるため、専門に従事する臨時職員を雇用し、測定業務を行う。

主に受付、測定品の前処理、測定器操作、結果通知及び放射線に対する相談業務に従事。窓口で市民と直接面接し、不安解消を図ることに事業効果が見込まれる。

破壊式及び非破壊式の測定器を併設してある都路、常葉に各1名常駐。機器を併設し総括を行う本庁に2名常駐。破壊式測定器のみ設置の移に1名(月、水、金)、七郷に1名(火、木)隔日常駐。

※滝根・大越については、平成28年度の測定件数が少なかったため平成29年度から測定員を配置せず測定所を閉鎖しているが、令和2年度も同様の対応とする。

また、測定所環境維持に係る線量測定に使用する測定器の点検校正を行う。

2. 田村市震災等復興ビジョンにおける位置付

「V. 速やかな原状回復 3. 安心を取り戻すための情報提供」中、「(2) 飲料水、農産物のモニタリングと結果の公表」に位置づけされている。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<令和3年度>

・市内5カ所の測定所で放射能簡易分析装置(簡易放射能測定器5台、非破壊式放射能測定器3台)により測定を実施する。なお、令和2年度に引き続き、滝根行政局・大越行政局については、3年度も測定員を配置せず、放射能簡易測定器のみ配置。

※本庁(田村市船引町船引字畠添76-2 簡易1台、非破壊1台)

都路行政局(田村市都路町古道字本町33-4 簡易1台、非破壊1台)

常葉行政局(田村市常葉町常葉字町裏1 簡易1台、非破壊1台)

移出張所(田村市船引町上移字町147 簡易1台)

七郷出張所(田村市船引町門沢字新館109-1 簡易1台) 計5カ所

※滝根行政局(田村市滝根町神俣字関場118 簡易1台)

大越行政局(田村市大越町上大越字水神宮62-1 簡易1台)

・検査結果について、市内全戸配付の市政だよりへ四半期ごとに掲載し、更にホームページへ掲載し、情報提供を行う。

| |
|--|
| 地域の帰還環境整備との関係 |
| 地域内においては地産地消の機会の再生、地域外においては風評払拭が図られ、地域の帰還環境整備に資するものと考えられる。 |
| 関連する事業の概要 |

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

| |
|------------------|
| 関連する基幹事業 |
| 事業番号 |
| 事業名 |
| 交付団体 |
| 基幹事業との関連性 |